

# 地域計画とは

～10年後、地域の農地を使って誰が、どこで、何を、どのように農業をするか計画します～

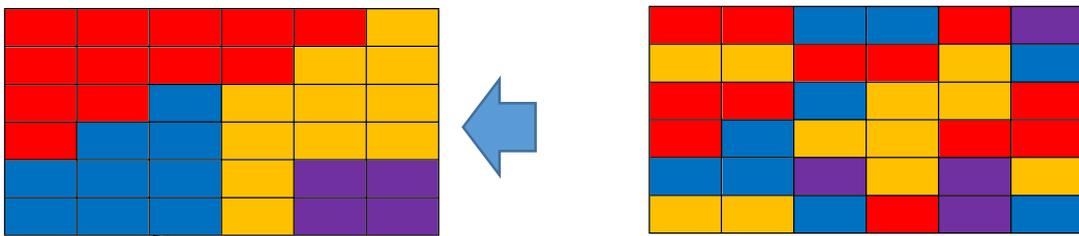
- これまで「人・農地プラン」として効率的で適正に耕作された地域の農業を目指し、認定農業者などの中心経営体への農地集積・集約の方針と実現への取り組み方針を定め進めてきたものが、令和4年度の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い「人・農地プラン」が法定化され、令和7年3月末までに**より踏み込んだ**「地域計画」として策定を進めることとなったものです。

これは、全国的な高齢化や人口減少の進展により、地域の農地の耕作放棄や荒廃が一層懸念される中、効率的な農地利用や新たな担い手の発掘を進めるため、農地の集約化等に向けた取り組みを加速化させるためのものです。

地域計画では、目指すべき将来の農地利用の姿をより具体的に明確化するため、地域の関係者との協議を経て**目標地図の作成を含めて**の策定が必須とされておりますが、策定後も随時見直し可能とされておりますので、現状で考えられる集積・集約の方針を作成するというものです。

《**目標地図**のイメージ》

《**現況地図**》



「赤色の農地は〇〇さん」「青色の農地は△△さん」のように、**集約目標を立て貸借も含め10年後に誰が耕作するか明確化します。(策定後も随時見直し可能です。)**

## 地域計画の策定にあたって

### ●メリット

- ・ 10年後の地域内の農地耕作者を見える化できる。
- ・ 今後、農業を行う人が効率的な営農環境に変えていく計画を立てることができる。
- ・ 国や県の補助や支援を受けられるようになる。

### ●注意点

- ・ 目標とする計画であるため策定どおりの**実行を求められるということはありません。**(農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で権利設定を行ったり、計画自体を随時変更することも可能。)
- ・ 地域計画策定後の利用権設定は農地バンク(秋田県農地中間管理機構)を経由する農用地利用集積等促進計画に一本化されるため**相対による利用権設定ができなくなります。**
- ・ 目標地図の作成をもって権利が設定されるものではありません。